

第4節 参加と協働の事例検証

「参加」、「協働」が実際の事業にどのように取り入れられているかの現状と課題を把握するため、「参加」、「協働」のそれぞれの事例に基づき検証を行った。また、「区民会議」の取組についても検証を行った。

1 参加の事例検証

参加を検証するにあたって、参加の対象となる計画（総合計画、部門別基本計画・分野別事業計画、施設等の整備計画など）・条例の別、政策領域（ハード系・ソフト系）、対象地域（市域・区域）などの分類から以下の計画を選定し、「①参加手法の組み合わせによる手続きの構成状況、②PDCAの各段階における参加手法とその状況、③参加する市民の属性の違い（一般市民、利害関係者、事業者、団体代表者等）、④審議会等の種類の違い（政策形成型、事業推進型、連絡調整型等）、⑤区レベルの参加と全市レベルの政策形成の調整、⑥国の法定計画と市の独自計画における参加手法と手続きの状況、⑦新たな参加手法の可能性、⑧参加対応型の人材育成、⑨参加型エリアマネジメントへの市の関わり方」を分析の視点として、以下の事例を選定し検証を行った。

- ①新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」
- ②川崎市多摩川プラン
- ③第2期川崎市地域福祉計画
- ④川崎市都市計画マスタープラン
- ⑤川崎市緑の基本計画
- ⑥鷺沼プール跡地広場整備計画

2 事業者との協働の事例検証

市民活動団体との協働については、市民活動推進委員会において、調査審議されているため、自治基本条例における「協働」として、事業者との協働について検証していくこととした。事業者との協働の事例として、市全域を対象とし相手方が単体であるものと多様な主体と連携している事業、地域に密着して実施されている事業という観点から、以下の事例を選定し検証を行った。

- ⑦川崎フロンターレ連携事業
- ⑧かわさきコンパクト推進事業
- ⑨多摩区子育て支援パスポート事業

※委員会で審議する事例検証だけでは、参加および事業者との協働の事例数が足りないため、市民参加の状況及び事業者との協働に関する調査を実施した。（資料編 77～105 頁参照）

参加の事例検証 ①新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」

概要		
分類 基準	参加の対象	総合計画
	政策領域	ハード（対物）、ソフト（対人）両面
	対象地域	全市
	計画種別	法定計画（地方自治法）及び独自計画
計画概要	地方自治法第2条第4項に基づく10年程度の「基本構想」と3か年の「実行計画」の二層構造とし、社会経済環境の変化に的確に対応した、本市が進めるまちづくりの基本方針。	
策定年月	平成17年3月 ※第2期実行計画は、平成20年3月	
参加手法	<p>(1) 政策の形成過程</p> <p>＜基本構想・第1期実行計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会（川崎市総合計画市民会議） 公募委員20人（20人中） （川崎市総合計画策定検討委員会） 学識者10人 ● タウンミーティング（11回開催、2,851人、意見提出637件）※市外でも開催 ● 市民説明会（23回開催、参加者618人） ● インターネットによる意見募集「川崎市総合計画Online」アクセス件数40,919件 <p>＜第2期実行計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント手続（76人、172件） ● タウンミーティング（7回開催、2,763人、意見提出420件） ● 出前説明会（51回、参加者1,780人） 	
	<p>(2) 執行過程</p> <p>各局の個別計画・事業の中で参加を行っている。</p>	
	<p>(3) 評価過程</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会 <p>川崎市政策評価委員会を設置し、川崎市が実施する施策等を評価する 公募委員3人（8人中）</p>	



1 計画の特徴

新総合計画は、今後の急速な社会経済環境の変化の中においても、その変化に適切に対応し、計画の実行性を確保するために、これまでの計画に比べて計画期間を短期に設定するとともに、計画の構造についても「基本構想」と「実行計画」の二層構造としている。「基本構想」は、これから川崎市が進めるまちづくりの基本方針として、市政運営や政策の基本方向を掲げる具体性を持った10年程度の構想とし、「実行計画」は、基本構想に基づく施策の具体的な取組内容及び目標を明示した3か年の計画としている。

2 市民参加において工夫・留意した点

(1) 審議会等の構成

公募の市民委員が発言しやすい環境を作るため、公募の市民委員の会議と学識経験者の会議を別に設置し、適宜意見の調整を図った。

(2) 多様な説明の機会を作る

タウンミーティングを市内7ヶ所で開催するとともに、市外で働いている川崎市民向けに都内でも開催した。また、町内会・自治会、まちづくり推進組織、商工会議所等、様々な団体に対して、説明会を開催した。

(3) 評価過程への参加

公募の市民委員を含む政策評価委員会を設置し、市民の視点から評価を行うとともに、評価結果を公表し、広く市民から意見を募集している。

3 取組に対する委員会からの意見

(1) 審議会の構成について

専門家と公募の市民委員と一緒に議論をするのではなく、公募市民だけによる議論を行い、その後、専門家とすり合わせする手法はわかりやすくよい手法である。

(2) 都内でのタウンミーティングについて

東京に勤めているサラリーマン、いわゆる“川崎都民”にとって、タウンミーティングが都内で開かれたことは参加するよい機会である。

(3) 評価過程への参加について

政策評価委員会による評価だけでは、PDCAの「C」段階への参加が十分ではないが、それぞれの施策展開の中で、しっかりと参加による「C」を行えばよい。

4 課題に関する委員会からの意見

(1) 公募市民の参加について

公募の市民委員は、それぞれ得意の分野をもっており、それに特化して意見を言うことが公募の市民委員の第1の趣旨であるが、ひとつのものを作り上げる俯瞰する見方も持ったほうがよい。

(2) 現場でやりとりできる職員の人材育成

第2期実行計画の策定段階で行った出前説明会は、行政が市の考え方を説明した上で、市民の意見を受け止め、それを施策化する機会であった。そのように現場に飛び込み、やりとりができる職員の育成が必要である。

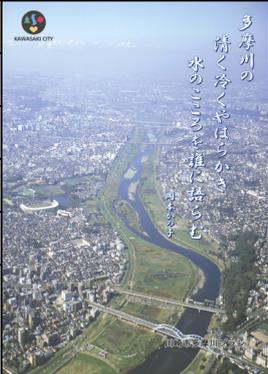
(3) 現場による評価への参加

川崎再生 ACTION システムは全体を見渡すような評価であるが、できる限り現場に近いところで意見を把握する現場主義に取り組んでいく必要もある。

(4) 参加手続に対する説明責任

基本構想のところで徹底した市民参加を取り入れたため、第2期計画策定の際は、参加の機会が少ないが、それに対するきちんとした説明ができればよい。市民参加条例がなくても参加手続に対する説明責任があることを考えたほうがよい。

参加の事例検証 ②川崎市多摩川プラン

概要			
分類 基準	参加の対象		部門別基本計画
	政策領域		ハード（対物）、ソフト（対人）両面
	対象地域		全市
	計画種別	独自計画	
計画 概要	<p>多摩川を市民共有の財産として再評価し、より豊かな河川空間の創出を目指して策定した多摩川に関する総合的な計画。</p> <p>市民・企業・学校・行政のパートナーシップにより多摩川を育てていくことを目指す。</p>		
策定 年月	平成 19 年 3 月		
参加 手法	<p>(1) 政策の形成過程</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会（川崎市多摩川プラン策定市民会議） 公募委員 10 人（30 人中） ● 審議会（川崎市多摩川プラン策定委員会） 公募委員 6 人（12 人中） ● パブリックコメント手続（提出件数 55 件、意見内容 107 件） ● アンケート調査 利用者、所有者、沿川法人など（有効回答数 39） ● 参加型イベント（計 23 回） ● その他 講演会 1 回、多摩川サロン 3 回、市民準備会 2 回、市民中間討議など <p>※イベントに合わせて意見募集も行う</p>		
	<p>(2) 執行過程 (3) 評価過程</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会 <p>川崎市多摩川プラン推進会議を設置し、プランの進捗状況を管理・評価</p> <p>第 1 期推進会議委員（H19.7～H21.7） 公募委員 5 人（10 人中）</p>		

1 計画の特徴

多摩川プランは、多摩川に関係する多様な主体の意見を取りまとめた、多摩川に関する総合的・体系的な計画であるとともに具体的な事業計画の性格も有する。また、多摩川に関する施設整備と市民活動支援など、ハード・ソフト両面に併せ持つ計画でもある。

2 市民参加において工夫・留意した点

(1) 審議会等の構成

プランの策定段階では、関係団体からの推薦等と公募市民委員からなる市民会議と市民会議の代表の市民委員と学識経験者で構成する策定委員会を別に設置し、適宜、意見の調整を図った。

(2) 多様な参加機会の確保

庁内での検討段階では、各種アンケート調査（市民意識実態調査、法人アンケート、利

用者アンケート)や各種イベント(多摩川講演会、多摩川サロン、多摩川交流会)を行い、広く市民意見を聴取した。

(3) 多様な主体による事業推進

市民協働による事業推進を目指し、市民・企業・学校・行政など多様な主体が連携し、それぞれの役割と責任のもとで計画の実施に取り組んでいる。

(4) 評価段階への参加

策定後における市民参加手法としては、「多摩川プラン推進会議」を設け、「多摩川プラン庁内推進会議」と併せてプランの進行管理と評価を行っている。

3 取組に対する委員会からの意見

(1) 委員構成

多様な分野から多くの委員が参加しているので、多様な意見を反映できてよい。

(2) 参加による担い手の確保

プランを策定する段階に多くの市民が関わり、その人たちが、プランを実施する担い手となることに大きな意義がある。

(3) 執行過程における相互確認

事業を実施していく中で「こういうことをやりたい。」「これについてはいかがか。」など、お互いに確認しながら進めているところがよい。

4 課題に関する委員会からの意見

(1) 委員の関心の偏り

公募の市民委員の中には自分の関心のある分野については活動するが、その他の分野については、全く無関心な委員もいる。

(2) 区レベルでの意見の吸い上げ

全市的な計画を作る過程の中で、どのように区のレベルのことを吸い上げていくかということが重要である。

(3) 策定過程と執行過程における区の参加

全市的な計画であっても、実行に移す段階では、区単位や地域単位で取り組むことが多いため、計画策定段階に区、地域の意見をどのように組み込んでいくかということが重要になってくる。

(4) 参加の効果に対する評価

計画を策定する段階では、策定段階での参加が市民の担い手の確保につながっているかどうかという評価軸も必要である。評価段階においても、審議会等を設置しチェックすることにより、市民の担い手の確保や拡大につながるよいプロセスになる。

参加の事例検証 ③第2期川崎市地域福祉計画

概要		
分類 基準	参加の対象	部門別基本計画
	政策領域	ソフト（対人）
	対象地域	全市、各区
	計画種別	法定計画（社会福祉法）
計画概要	<p>社会福祉法第107条を根拠に、地域における福祉サービスや福祉活動などの推進に関する一体的な計画として、川崎市全域と各区域を対象として策定。平成17年3月に5か年計画として策定した「川崎市福祉計画」を、社会情勢や地域社会の変化に合わせて3か年目を迎えた平成19年度に見直しを図り、新総合計画との整合性を図った。</p>	
策定年月	平成20年4月 ※川崎市地域福祉計画（第1期）平成17年3月策定	
参加手法	<p>（1）政策の形成過程</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会（第2期川崎市地域福祉計画策定委員会） 公募委員2名（20名中） ● パブリックコメント手続（115件） ● 区民説明会（434人／7区合計） ● アンケート調査 <p>・かわさき市民アンケート ・地域福祉実態調査</p> <p>※各区の地域福祉計画については、各区で策定委員会を設置</p>	
	<p>（2）執行過程 （3）評価過程</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会 <p>川崎市地域福祉計画推進検討会議を設置し、計画の進捗状況を管理・評価する 公募委員2人（20人中）</p> <p>※各区では策定委員会が進捗状況を管理・評価する</p>	



1 計画の特徴

地域福祉計画は、社会福祉法に定められた法定計画であり、川崎市では、全市的な計画と7区ごとにそれぞれの計画を策定している。地域で福祉をどのように支えていくかといったソフト系の計画である。今回、検証を行った事例は、平成17年に策定したものを改訂する第2期の計画（川崎市、宮前区）である。

2 市民参加において工夫・留意した点

（1）審議会等の構成

計画の策定に当たっては、全市計画の策定委員会とは別に各区において策定委員会を設置し、検討を行った。

(2) 多様な参加手法

区によっては、身近なところで議論できるよう、地域別の懇談会を開催したり、福祉の現場の声を聴いたりして、地域に密着した形で計画の策定が進められた。

(3) 計画の進行管理・評価への参加

計画策定後は、全市の計画については、計画を推進するために新たに設置された委員会が、区の計画については、計画を策定した委員会が引き続き計画の進行管理、評価を行っている。

3 取組に対する委員会からの意見

(1) 審議会等の設置

地域福祉計画の区のレベルでは、作るプロセスからの組織が継続し、執行プロセスに関わっているという点は、政策形成過程における参加が執行・評価の参加の担い手づくりにつながっており非常に評価できる。

(2) 当事者の意見の反映

障がい者の当事者の声を聞きながら、計画策定を進めていこうという姿勢は、地域に密着した市民の意見が施策に反映されるという視点からは重要である。

4 課題に関する委員会からの意見

(1) 現場の声が反映される仕組みづくり

ケアマネージャー等の現場で様々な課題を抱えている人たちの声をどのようにして取り込んでいくかという仕組みづくりが必要である。

(2) 参加に対する評価

活動している人が増え、市民の意識も高くなっているが、それが形になって表れないとなかなか評価されにくい。

(3) 学習型評価

福祉分野では、行政の施策に対する評価だけでなく、それぞれに活動している団体同士が評価するという手法もある。お互いに、どのような課題があるか、次はどうしたらよいかをお互いがチェックする「学習型評価」も重要である。

(4) 潜在的関心層へのアプローチ

福祉分野の地域活動は活発であるにもかかわらず、市民委員を公募すると応募が少ない。参加したい人たちに情報が届いていないことが考えられる。潜在的に参加し得る人たちに参加の場があることを知ってもらう必要がある。

(5) 地域活動の担い手の取り込み方

福祉分野に関心のある市民には情報を提供したり、ワークショップで意見を聴いたりして、取組を継続しながら、地域の方に福祉の担い手となってもらうような、地域で活動する市民を取り込むシステムをどのように構築していくかが課題である。

参加の事例検証 ④川崎市都市計画マスタープラン

概要			
分類 基準	参加の対象	部門別基本計画	
	政策領域	ハード（対物）	
	対象地域	全市、区域、地域（中原区小杉駅周辺）	
	計画種別	法定計画（都市計画法）	
計画概要	<p>都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」で、おおむね20年後の将来の都市像を展望し、土地利用や都市施設整備、市街地整備の方針などを明らかにする計画。本市では、「全体構想」「区別構想」「まちづくり推進地域別構想」の三層構成になっており、「全体構想」及び7区の「区別構想」を平成19年3月に定めるとともに、平成21年3月に市初の「まちづくり推進地域別構想」を小杉駅周辺地区にて策定した。</p>		
策定年月	<ul style="list-style-type: none"> ・「全体構想」、「区別構想」平成19年3月 ・「小杉駅周辺まちづくり推進地域別構想」平成21年3月 		
参加手法	<p>（1）政策の形成過程 「全体構想」「区別構想」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会（都市計画審議会） 公募委員3名・団体推薦1名（20名中） ● 区民提案検討組織 公募委員・団体推薦等による検討組織を各区に設置。2年程度かけて検討委員会等を20数回開催するとともに、フォーラム等を実施 ● 市民説明会 各区素案説明会7回（計317人、質疑72人） ● パブリックコメント手続 素案縦覧（54通） 案縦覧（8通） ● その他 区民会議委員からの意見募集（9通） 		
	<p>（2）執行過程</p> <p>各局の個別計画・事業の中で参加を行っている</p>		
	<p>（3）評価過程</p>		

1 計画の特徴

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく法定計画で、市の「基本構想」と県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定める。個別の細かい計画事業の内容そのものを直接定めるものではないが、市の都市計画はこの都市計画マスタープランに即して定める。「全体構想」「区別構想」「まちづくり推進地域別構想」の三層構成となっており、「まちづくり推進地域別構想」が策定されている地域は、現在、小杉駅周辺地区のみとなっている。

2 市民参加において工夫・留意した点

（1）参加の構成

策定手続きについては、市民参加を取り入れることが都市計画法において定められているが、具体的な手続きの規定はないため、「全体構想」、「区別構想」の策定に当たっては、「つくる参加」と「決める参加」の2つの段階に分けてきめ細かい参加の場を設けた。

(2) 「つくる参加」について

「区別構想」の「つくる参加」の段階で、各区にまちづくり推進組織、町内会・自治会等の推薦と公募委員による「都市マスタープラン検討委員会」等を設置し、概ね2年かけて「区別構想区民提案書」を取りまとめた。また、策定途中で検討委員会主催のフォーラムの開催、地域住民等との意見交換会などを開催した。

(3) 「決める参加」について

「決める参加」については、都市計画審議会の学識者などからなる「都市マスタープラン小委員会」での専門的な助言を経て素案を作成し、改めて広く市民から意見を募るため、各区での説明会、素案の縦覧、パブリックコメント、案の縦覧等の手続を経て、最終的に、都市計画審議会での諮問・答申を受けて策定した。

3 取組に対する委員会からの意見

(1) 7区の計画を取りまとめる難しさ

7区の提案が出揃うのにタイムラグがあったが、各区の区民提案を同時に作ることはマンパワーの面からも非常に難しく、各区の計画が一斉に作れないところが、こうした大都市における計画策定の難しいところだと思う。

(2) 参加により計画を作りあげる効果

都市計画マスタープラン策定では、各区において時間をかけてじっくりと参加が行われているが、それは施策のクオリティを上げるだけでなく、参加が次の参加を誘発することにつながる。行政もそのような視点をもって関わっていく必要があり、市民も参加することの意味をもっとよく知るべきだと思う。

4 課題に関する委員会からの意見

(1) 上位計画との整合性

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく法定計画であるので、上位計画である市や県の計画と整合性をとらなければならない。市全体の行政計画としてまとめる際にも、各区の特色も生かしながら、全体の整合性は図る必要があり、市民の意見が必ずしも通るものばかりでないことを市民に理解してもらわなければならない。

(2) 市民意見と政策実現性との調整

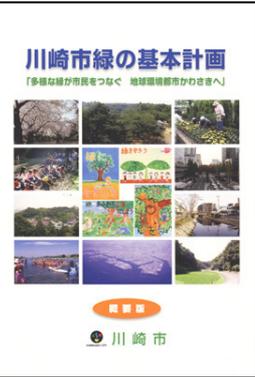
多様な人の意見が入ってきて、それがまとまるというプロセスが大切である。行政だけで作るのではなく、いろいろな意見が入っているということが重要であるが、市民の意見をそのまま取り入れるだけでは、実現性の無いものができることもあり、その調整が非常に重要である。

(3) 行政職員に求められる資質

市民は、個人的な意見も含め様々な意見を言う。行政職員がそれらをうまく集約、あるいは分類し、互いに関連付けながら、市民の参加をきちんと形として練り上げていくファシリテーター（会議を効率よく進める進行役）としての資質が行政職員に求められるようになった。

参加の事例検証 ⑤川崎市緑の基本計画

概要		
分類 基準	参加の対象	部門別基本計画
	政策領域	ハード（対物）、ソフト（対人）両面
	対象地域	全市
	計画種別	法定計画（都市緑地法）
計画概要	都市緑地法第4条並びに「川崎市の緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく基本計画で、地域特性に即した緑の保全、緑化の推進施策を総合的かつ計画的に進めるための計画。平成7年に策定された「かわさき緑の30プラン」を全面改訂したもの。	
策定年月	平成20年3月	
参加手法	（1）政策の形成過程 <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会（環境審議会） 公募委員6人（30人中） ● 審議会（環境審議会「緑と公園部会」） 公募委員2人（10人中） ● パブリックコメント手続（提出意見数32件） ● アンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート（23件） ・ 市民意識実態調査（1500人対象） ・ CSR等に関わる事業所緑化調査（49件） ● 市民説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民説明会3回 ・ 市民勉強会3回 	
	（2）執行過程 <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境審議会において、進捗状況を報告 公募委員6人（30人中） 	
	（3）評価過程 <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境審議会による意見を参考として、概ね3年ごとに実施計画の効果を点検（予定） 	



1 計画の特徴

緑の基本計画は、都市緑地法4条並びに「川崎市の緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく法定計画である。また、緑地の保全、緑化の推進に関わるハード系中心の計画であるが、緑化推進については、緑に関わる市民活動の支援等のソフト系の内容も含む。平成7年に策定された「かわさき緑の30プラン」を全面改訂したものである。

2 市民参加において工夫・留意した点

(1) 審議会等の構成

環境審議会は緑の問題だけでなく、環境を総合的に扱い、恒常的に設置する附属機関であるため、多様な専門家が入っていないといけないが、緑の基本計画を検討した環境審議会の「緑と公園部会」は、基本的には学識者（専門家）と市民（非専門家）との割合を同じ程度の構成とした。

(2) 多様な参加手法

計画策定の過程の中で、市民意見交換会、市民意識実態調査、各区まちづくり推進組織との意見交換会、審議会傍聴者からの意見聴取、市民勉強会、市内3箇所での市民説明会、案段階でのパブリックコメント手続の実施などを行い、計画に反映した。

(3) 執行・評価過程への参加

計画の進行管理や評価の透明性を確保するために、適宜、市民勉強会も開催することを予定している。

3 取組に対する委員会からの意見

(1) 公募の市民委員と専門家の関係

緑の分野は、市民に親しみやすいテーマであり、公募の市民委員は関心も高く、専門家との議論もうまく進んだと考える。

(2) 傍聴者の意見

環境審議会の「緑と公園部会」には延べ111人ももの市民の傍聴があり、その傍聴者からアンケートで意見を聴取するなど、この問題に関心の高い傍聴者が市民委員を応援し、風通しのよい環境ができていた。

4 課題に関する委員会からの意見

(1) 計画の性格による参加の違い

多摩川プラン（参加の事例検証②）は、多摩川自体は国が管理していく中で、市民がどのようにそこを利用していくかというプランであるため、市民だけで考えても結論が出せる分野である。しかし、緑の基本計画は、どこの緑をどれだけ買い取るか、緑をどのように管理していくかというような問題もあり、非常に複雑で、市民だけでできることばかりではないが、市民自ら参加して改善できるような分野で参加を進めていくことが望ましい。

(2) 緑の施策は市民力を高めていく分野

それぞれの家で緑を増やしていけば、まち全体が緑になる。その意味で緑の施策は市民力が問われる分野であり、市民の力を育てていく政策領域であると考ええる。

(3) 参加と協働で解決の糸口を

「緑を残したい」と活動している人がいる一方で、川崎ではまだまだ開発圧力が大きいという現状がある。緑地保全の様々な仕組みはあるが、万能の解決策があるわけではない。このように根の深い問題について、参加や協働によって解決への糸口をどのように見つけていくかということが重要である。

参加の事例検証 ⑥鷺沼プール跡地広場整備事業

概要		
分類 基準	参加の対象	施設等の整備計画
	政策領域	ハード（対物）
	対象地域	地域（宮前区鷺沼プール跡地周辺）
	計画種別	独自計画
計画概要	鷺沼プール跡地の配水池上部に広場を整備するに当たり、広く市民の意見を取り入れ、基本構想や基本設計を検討。	
策定年月	平成 17 年 3 月策定	
参加 手法	（１）政策の形成過程 <ul style="list-style-type: none"> ●委員会（広場整備検討委員会） 公募委員 26 人（47 人中） ●検討委員会 11 回開催 ●検討委員会による自主調査 <ul style="list-style-type: none"> ・区民祭等におけるアンケート調査(670 件) ・周辺公園の利用状況調査 ・子育てお母さん、老人会へのヒアリング(26 人) ・小学生ワークショップ(32 人) ・教育委員会、健康福祉局等へのヒアリング ・視察（世田谷区ねこじゃらし公園他） ●ワークショップ（市民報告会） 5 回開催 ●庁内連絡調整会議 <ul style="list-style-type: none"> 水道局、教育委員会、健康福祉局、宮前区役所、総合企画局、まちづくり局 	
	（２）執行過程 <ul style="list-style-type: none"> ●NPO 法人による管理運営 <ul style="list-style-type: none"> 広場全体の管理運営を NPO 法人が行い、広場の一部であるビオトープ、花壇については、近隣の小学校、保育園と協働で管理 	
	（３）評価過程	



1 計画の特徴

鷺沼プール跡地広場整備事業は、鷺沼プール跡地に公園という施設を整備する対象地域が限定されているハード系の計画である。公園整備は即地的な性格を有することから周辺住民の合意に留意する必要がある。また、この計画の対象地域が配水池の上部であることから、通常の公園を整備するより制限事項が多いという特殊条件もあった。

2 市民参加において工夫・留意した点

（１）検討委員会の構成

施設周辺の町内会・自治会関係者や公募委員などにより構成される広場整備検討委員会を設置して検討を進め、ワークショップの開催等により、より多くの市民の意見を聴取した。

(2) 多様な参加手法

区民祭でのアンケート調査、周辺公園利用状況調査、子育て中の母親や老人会へのヒアリング、小学生のワークショップ、先進事例としての世田谷区のねこじゃらし公園の視察などを行った。

(3) 前提条件の確認

配水池上部であることからの制約条件を充分理解してもらった上で議論を進めた。

3 取組に対する委員会からの意見

(1) 審議会等の構成

鷺沼プール跡地広場整備計画における委員については、地元町内会・自治会の方が地域のことをよく知っており、公募の市民委員の方々も非常に熱心だった。また、老人クラブの方も参加しており、高齢者の意見もスムーズに取り入れられた。

(2) 多様な意見の反映と利用者

若い層、特に若い母親の意見がなかったということで、途中でヒアリングなども行い、意見を聴いたことにより、現在、現地に行くと、若い人に使われている施設となっている。若年層が少なかった点を除けば、メンバーはバランスよく構成されていた。

(3) 計画策定の参加から管理運営への参加のつながり

この計画に関わった人が、現在、管理運営に関わってはいないが、近隣の小学校などが関わっている。参加の広がりやつながりがあるかどうかということが、参加が成功だったかの評価のひとつの指標になるのではないかと。

4 課題に関する委員会からの意見

(1) 参加のプロセスの設計

公園という施設は、即地性が高く、利用者、周辺住民など、関係者が幅広く、なかなか利害が一致しにくい施設であり、最初から利害対立も無くひとつの方向にまとまることは困難だ。鷺沼プール跡地は、参加も丁寧に行われており、ワークショップの手法なども様々な形で展開されたケースだと思うが、より大きなテーマになるほど、参加が難しくなってくる面がある。参加のプロセスをどう設計するかが課題である。

(2) 参加する市民の合意形成

公園に対して、非常に強い主張をもって参加してくる市民もいるが、そうした市民もプロセスの中で変わってくることもある。個別の主張しかなかった市民が段々横を見るようになってくる。様々な市民と一緒に参加して合意形成していくことが重要である。

(3) 利害関係者の分析が重要

公園づくりには必ず「うるさい」「騒々しい」などの反対者が出てくる。即地的なテーマでは、誰が関係者かを考えることが重要であり、直接的な利害関係者、少し距離のある利害関係者など、ステークホルダー（計画等によって関わりをもつ人や影響を受ける人たち）を分析して、地図化・図式化なども行いながら適切な参加を組み合わせる必要がある。

事業者との協働の事例検証 ⑦川崎フロンターレ連携事業

概要		
分類 基準	協働の相手方	一つの事業者
	対象地域	全市
事業 概要	市民クラブである「川崎フロンターレ」と連携し、スポーツを通じた魅力あるまちづくりを行うとともに川崎のイメージアップを図り、市民のまちへの愛着と誇り、連帯感を育む取組。	

協働の内容		
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎フロンターレ」に対する応援や様々な活動への支援により、協働して市民クラブとしての普及促進やチームブランド力を向上させることにより、川崎のブランド力向上を図るとともに市の魅力として広く発信する。 ・市民クラブ「川崎フロンターレ」と市民との協働した取組により、市民の地域に対する愛着心や誇り、連帯感の醸成を図る。 	
役割 分担	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの企画、運営 ・フロンターレの広報媒体を活用したPR ・選手やマスコットなどのイベントや映像への参加
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター等による広報 ・活動場所の確保 ・関係機関との調整
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎フロンターレの様々な活動に伴う関係機関との調整 ・公益性の視点に立ったバランスある利害調整等 	

1 事業の特徴

川崎フロンターレ連携事業は、川崎市全域を対象地域として、川崎フロンターレという1つの事業者と市による協働事業である。協働事業の効果は市内にとどまらず、川崎フロンターレという全国的なネームバリューを活用し、川崎市の魅力を全国的にPRできるシティセールスのツールにもなっている。

2 協働において工夫・留意した点

Jリーグの地域社会と一体となったクラブづくりと、川崎市の地域住民と協働のまちづくりという観点との融合により、サッカーという競技の強化のみならず、「地域連帯の向上」「生涯スポーツの振興」「青少年の健全育成」「都市イメージの向上」「地域経済の活性化」など、様々な面において地域の活性化に資するよう事業を展開している。

3 取組に対する委員会からの意見

(1) 地域に対する効果

多摩川の清掃にフロンターレの選手が参加することにより、多くのサポーターも参加す

るので、地域における効果は大きい。

(2) 全国的な発信ツール

川崎フロンターレは、市民にとっての愛着や誇り、連帯感という意味でも非常に大きな力を発揮している。フロンターレの活躍は全国区であり、川崎以外の都市の人たちが川崎のイメージを見直したり、認識を改めるチャンネルのひとつとなる。その対外的な効力も評価しながら、連携を大いに進めてもらいたい。

(3) CSR（事業者の社会的責任）との連携

川崎フロンターレは、非常に大きな地域資源である。例えば日本代表選手が市内の小学校を訪問するという事は、子どもたちにとって大変なインパクトがあり、市の政策効果として非常に大きい。フロンターレとの連携事業は、Jリーグ100年構想というJリーグ全体が掲げているCSR理念とうまく結び合わせて展開されている。



巡回サッカー教室

(4) 市民に育てられたフロンターレ

ここ数年の川崎フロンターレには非常に大きな成長があったが、川崎フロンターレ自身も川崎市民に育てられたという意識がある。ファミリーで観戦する人も増えており、よい展開である。

4 課題に関する委員会からの意見

(1) 地域活動も組織一体となった対応を

強くなると試合数も増えてきて、試合で勝つことと、地域活動の両立が難しくなってくるのではないかということが今後の課題である。地域活動等への参加も著名な選手ばかりでなく、二軍の選手やスタッフなども含め、組織一体で多様な対応ができるとよい。



地元商店街のイベントへの参加

事業者との協働の事例検証 ⑧かわさきコンパクト推進事業

概要		
分類 基準	協働の相手方	多数の事業者
	対象地域	全市
事業 概要	「ビジネスコンパクト」は「かわさきコンパクト」の事業者向けの取組で、市内に本社・事業所を有する企業が世界規模の経営環境変化を自らの課題として認識し、社会からの要請を踏まえた主体的な活動を展開していくことを促す取組。	

協働の内容		
目的	市民・企業・NPO・行政等が、それぞれの特徴を活かした役割を積極的に引き受けつつ、相互に協働していくことにより、川崎市が直面する課題はもとより国内外の社会問題の解決に貢献していく。	
役割 分担	事業者	・ビジネスコンパクト9原則の内のいずれかひとつの原則に賛同し実践。
	行政	・環境情報やホームページ、その他出展ブースを利用した広報。 ・関係機関との連携・調整。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの「市民コンパクト」と事業者向けの「ビジネスコンパクト」の交流・連携の調整。 ・異なる特性を持つ企業間の連携や調整。 ・市内全域で認知されるようにする効果的な情報発信。 ・参加することによって得られる具体的メリットの提示。 	

1 事業の特徴

かわさきコンパクト推進事業は、川崎市全域を対象地域として、「かわさきコンパクト」に登録している複数の事業者と行政が実施する協働事業である。「かわさきコンパクト」の取組には、事業者向けの「ビジネスコンパクト」と市民向けの「市民コンパクト」がある。

2 協働において工夫・留意した点

企業、市民、NPO、行政等がそれぞれの特徴を活かした役割を積極的に引き受けつつ、相互に協力し、地域課題の解決はもとより、国内外の社会問題の解決にもつながるよう取り組んでいる。

自社の活動のPR、参加企業との連携や協働の機会の創出、イメージアップなど、事業者に参加のメリットがあるよう、ビジネスコンパクト事業を展開している。

3 取組に対する委員会からの意見

(1) 活動のつながり、ネットワーク化

グローバルな課題をローカルで受け止め、ネットワークを組みながら取り組んでいくという理念は、非常によいことだ。活動をしていると孤立しがちになるが、横とつながっている、さらにはグローバルにつながっているという意識を持つことで活動しているものに

安心感を与えるのではないか。

(2) 多様な主体による連携

参加を考える際、これまでは、まず個人の参加の問題から取り組まれてきたが、かわさきコンパクトでは様々な関係主体が参加し、協働していく形を目指している。

4 課題に関する委員会からの意見

(1) 地域における具体的な取組へ

グローバル・コンパクトの理念やねらいがまだ噛み砕かれていない面がある。もう少し地域に足がついた目標、例えば放置自転車や地域清掃など地域レベルでの課題への取組をした方がよいのではないか。

(2) 事業者、市民、行政のトライアングルの形成へ

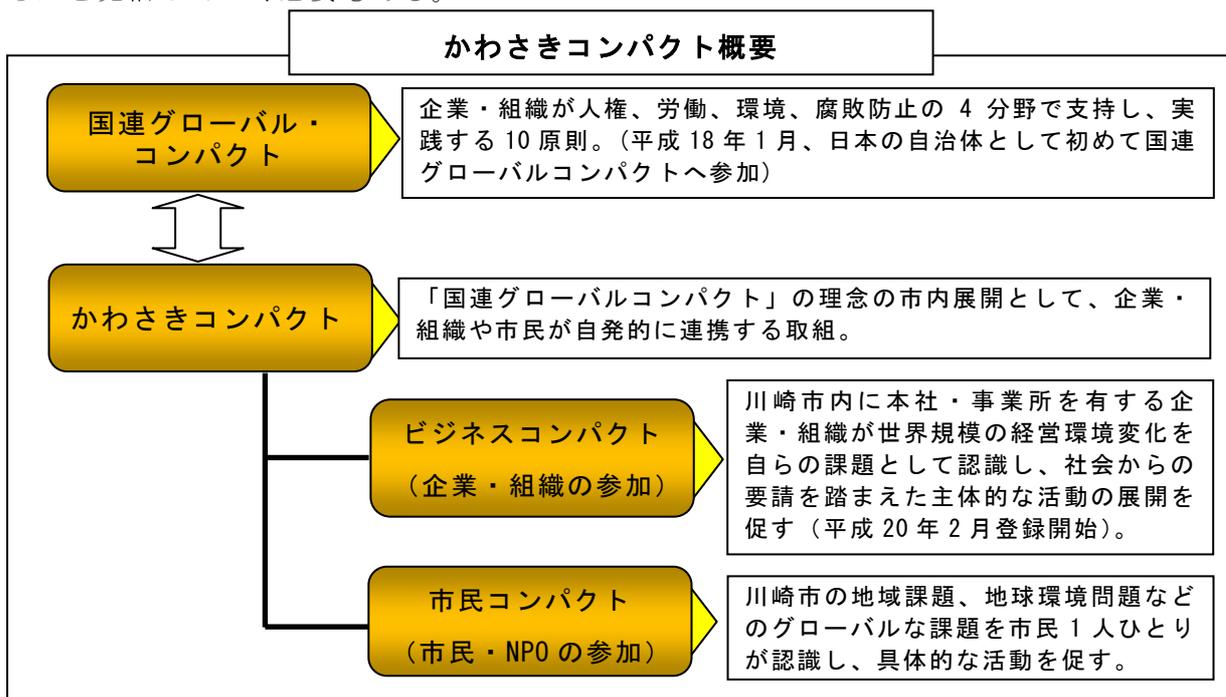
事業者、市民、行政がそれぞれの役割を果たすために、まず一緒の場に集まって何ができるかを考えていく必要がある。かわさきコンパクトでこれから進めてもらいたいのは、事業者、市民、行政のトライアングルの形成であり、協働によって進めていくことが重要である。

(3) 社会貢献に対する評価の仕組み

社会貢献、CSR（事業者の社会的責任）といった視点からの社会的な評価をもっときちんと外に出していく仕組みがほしい。

(4) 川崎発という成果の発信

「コンパクト」というのは、約束的な宣言であり、ここに書かれていることを「守っていく」と一般社会に対して約束していくということであるので、それに対してどのように対応しているかを明確にするためにも、レポートの提出などが必要である。また、川崎が自治体としてはじめてグローバルコンパクトに参加していることに対して、その成果をきちんと発信していく必要もある。



事業者との協働の事例検証 ⑨多摩区子育て支援パスポート事業

概要		
分類 基準	協働の相手方	多数の事業者
	対象地域	多摩区
事業 概要	多摩区商店街連合会との協働により、割引などの特典が受けられる「子育て支援パスポート」を発行し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。また、親子と商店街の人とのコミュニケーションを広め、地域の子育て支援体制の充実を図る。	

協働の内容		
目的	多摩区商店街連合会との協働により、事業を通じて子育てを通じた地域コミュニティの活性化や見守り体制を強化する。	
役割 分担	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポートカードの発行 ・カード、ステッカー、ポスター等の印刷、区内協賛店舗の拡充・取りまとめ、広報関係業務、特典や啓発事業の企画・実施 ・協賛店個々においてパスポートカード提示によるサービスの提供
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより、ホームページを活用した広報 ・必要に応じて啓発等事業会場の確保等の事業準備 ・関係機関との調整
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街が持つ営利性と、事業自体の公益性との調整 ・個々の協賛店内での利害関係の調整 ・金銭的な事由が発生するため、各場面において行政で実施可能な範囲等の検討が必要 	

1 事業の特徴

多摩区子育て支援パスポート事業は、区を対象地域として、商店街連合会という商店で構成される連合組織と行政による協働事業である。商店街全体として、「子育て支援パスポート」を発行し、子育て支援に関するサービス内容については、各店舗で企画する。事業目的としては、地域による子育て支援を中心に据えつつ、商店街の活性化も図っていく事業である。

2 協働において工夫・留意した点

協賛店舗がそれぞれ子育て家庭に対する独自のサービスを展開することで、多摩区の子育て家庭を応援していくものである。また、地元商店街を利用してもらうことで、地域でのコミュニケーションを広め、地域全体で子育て支援の雰囲気盛り上げていくことを主な目的としつつ、併せて商店街の活性化にもつながるよう事業を展開している。

3 取組に対する委員会からの意見

(1) 商店街による CSR（事業者の社会的責任）活動

商店街では、見守りや声かけの活動も展開されており、商店街としての CSR 活動といえ

る。例えば、児童虐待は社会的孤立が原因となっている場合が多い。そのため、地域社会で支えていく仕組みが非常に大切であり、身近な場で社会的なネットワークの形成が必要である。その点から考えても非常に立派な CSR 活動である。

(2) 子どもの郷土愛の醸成

子どもが商店街に来るということは、その子が大きくなっても地元から離れないことにもつながる。消えていく商店街というのは、まず子どもが近寄らなくなり、こうした地域で育った子どもたちは大きくなっても商店街や地域に愛着がないので、地元から離れていく。子どもたちを引きつけるというのは商店街振興にとって、重要なポイントの1つとなる。

(3) 商店街振興と子育て支援の相乗効果

商店街振興という視点から考えると商店街自身がどれだけ工夫をしてその人たちを呼び込むかが鍵である。こういう形で商店街の振興と子育て支援をセットにして取り組んだのは、多摩区の商店街のヒットである。

4 課題に関する委員会からの意見

(1) 商店街関係部署とのタイアップが必要

子育て支援に重点をおきながら、商店街振興にもつなげており、非常に大きな意味を持っていると思う。経済労働局など、商店街振興に関する部署とのタイアップなども考えて、大いに伸ばして行ってほしい。

(2) 行政の関わり方を振り返り、検証が必要

事業のスタート時に行政としてどのような関わり方をしてきたのか、そのあとどう関わったのか、同様の取組を市内に広げていくためには事業を振り返る検証をするとよい。



ポスターを協賛店の目印として店頭表示

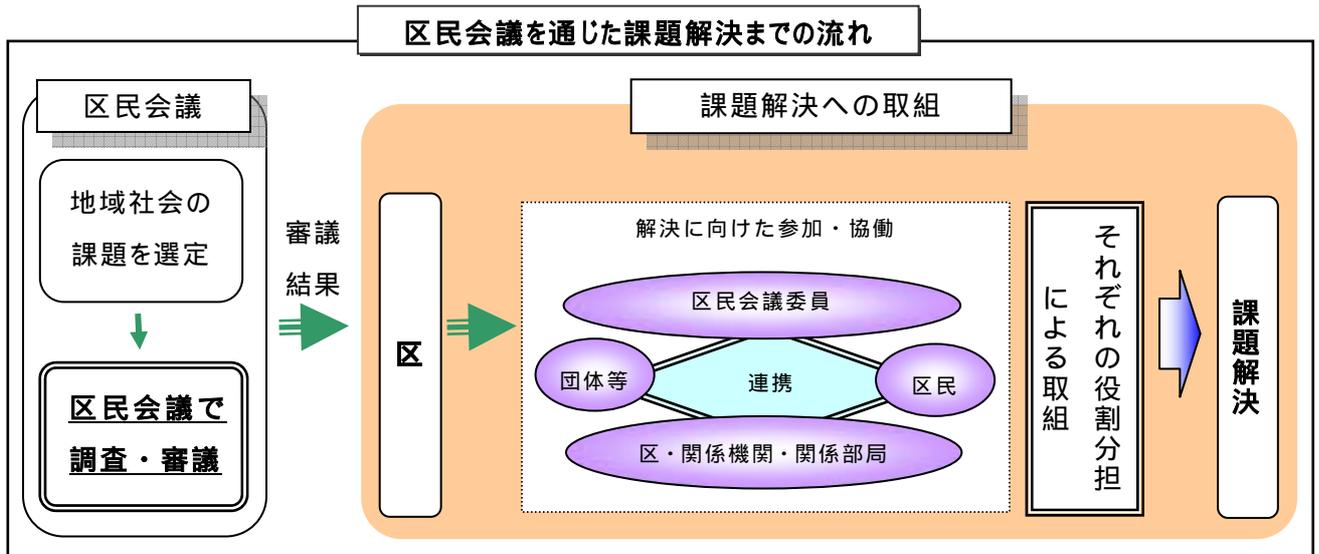


協賛店ガイド

3 区民会議の検証

(1) 区民会議の制度内容

区民の参加と協働により区における地域社会の課題の解決を図り、暮らしやすい地域社会をつくるため、自治基本条例の第22条の規定に基づき、平成18年4月「川崎市区民会議条例」を施行し、各区に区民会議を設置した。平成18年度に第1期がスタートし、平成20年度に第2期が始まった。各区において、団体推薦、公募、区長推薦による20人以内の委員が、地域の課題を抽出し、解決策について調査審議を行い、その解決策を区内の関係団体等と連携して実行に移していく取組を行っている。



(2) 第2期区民会議の取組状況

自治推進委員会では、第2期区民会議における取組状況について、政策形成過程、執行過程、評価過程における参加と協働がどのように取り入れられているかという視点から調査審議を行った。第2期区民会議における7区全体の取組状況を俯瞰するとともに、中原区、麻生区の取組状況の報告を受けた。

中原区区民会議の取組

- ・「放置自転車問題」「これからの地域コミュニティづくり」「まちの魅力を見つける」の3テーマに取り組む。
- ・全体会では専門家の講義なども受けたほか、課題調査部会をテーマ毎にメンバー構成し、検証・調査の充実を図る。
- ・課題解決に向けた取組として、自転車マナーの啓発活動やコミュニティづくりのための「あいさつ」の実践などに委員や関係団体が自ら積極的に参加。
- ・第1期に続き、「協働推進事業検討部会」を設け、区役所の協働推進事業に対する評価や意見交換を実施。

麻生区区民会議の取組

- ・「地域交流部会」「環境部会」を設置。
- ・「地域交流部会」では、地域拠点としてのこども文化センターの調査、新百合ヶ丘駅周辺での小学生の絵画展示や美化清掃活動、専修大学・区内保育園等と協働し、エコバックづくりなどによる環境教育の実践、コミュニティづくりの事例集作成などを実施。
- ・「環境部会」では、区内の環境データ・資源をまとめたエコカルテの作成、区役所内のレストランあさおを中心とした生ごみリサイクルと地産地消のモデル事業などを実施。

(3) 区民の参加・協働に関する取組と課題

各区の区民会議における参加、協働に関する取組を集約すると下表のとおりとなる。

(各区の個別の取組は74～76頁を参照)

		取組	課題
政策形成過程	地域課題の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からの意見聴取 ・市政だより、ホームページなどによる意見募集 ・提案箱の設置 ・区民へのアンケート ・傍聴者アンケート ・フォーラム参加者アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員個人や所属団体が認識している課題が中心になる ・課題を的確に集約・選択するのが難しい ・提出される意見が少ない ・区民が主体となって課題解決できる分野が限られてくる
	運営上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・平日夜間に開催 ・全委員に意見を述べる機会を設ける ・会議前の事前調整 ・区役所以外の場所で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・発言が一部の委員に偏る ・日程調整が難しい ・自分が所属する以外の専門部会の内容をよく知るためには、他部会の傍聴なども必要 ・傍聴者が少ない
	情報発信・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより、ホームページ ・区民会議だより(ニューズター) ・市政だより区版 特別号 ・フォーラム、報告会 ・出前フォーラム ・チラシの発行 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議の認知度の向上 ・広報効果の検証 ・新たな広報媒体の検討 ・地域ポータルサイトを活用
	区民意見の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム、報告会の開催 ・区民会議だより(ニューズター)による意見募集 ・傍聴者アンケート ・区内関係団体との意見交換など 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い意見の集約 ・提出意見が少ない ・区民会議委員のネットワークを活用した意見収集を検討
執行過程	課題解決の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が関係部署・関係団体等と連絡調整し、課題解決へつなげる ・審議結果を「区民会議からの提言」として掲げ、具現化するための取組を示して実行 ・委員の出身母体や関係団体に働きかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を地域に広げることと継続して実行していくこと ・より多くの提言を実行する受け皿の確保 ・審議結果によっては、実行が難しいものもある ・協力を依頼する場合は、提案前から関係団体へコミットしておく必要がある
評価過程	区民会議の取組への評価	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム、報告会の参加者へのアンケート ・区民会議傍聴者へのアンケート ・関係機関から意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価とその結果の反映までなかなか審議できない ・区民会議全体ではなく、一部取組の評価に偏る ・区民会議により多くの人に参加してもらい、取組を評価してもらえよう取り組む

(4) 取組に対する意見

区民会議が参加・協働に関して重要な役割

市民が主体的に取り組める地域課題は何かという考え方で進められており、市民としての当事者意識、自分たちの地域の課題を自分たちで見つけ、自分たちで解決していく意識、地域の課題を自分たちで引き受けていく意識が生まれてきている。

区民会議で市民も行政も育つ

自分たちの地域課題を把握し、優先順位をつけ、共通理解を持ちながら、解決策を検討していくというプロセスの時間はかかるが、その中で市民が育つとともにそこに加わる行政職員も意識改革が進んでいく。

区民会議に携わる市民の充実感

市民が公共を担う当事者として育っていくことにより、市民も毎日の市民生活が充実して面白くなり達成感もある。そこに参加・協働への市民としての精神的な報酬がある。

区民会議によるソーシャルキャピタルの構築

区民会議による議論や実践の積み重ねがソーシャル・キャピタル(地域社会の信頼関係)の構築にもつながっている。現在はこのあたりだが、将来的にはこうなるという全体の見取図を示せると、参加意欲を鼓舞することができる。

(5) 抽出された課題

地域課題を見出す工夫

分野によっては区民が解決できる課題が限られている中でどのような工夫をしていくか、参加・協働へどのような可能性を見出していくかということが重要である。

自発的な取組の拡充

地域の課題は協力がなければ解決できないものばかりであるが、自分たちで実施した方が効果のあるものもある。「ここまでは地域でやるが、ここから先は地域ではできないので、行政に頼みたい」という役割分担をしながら、自発的な取組が広がっていくことが理想である。

公募委員へのサポート

公募委員は、活動団体や組織に所属していない場合もあり、団体推薦委員のように活動のバックボーンがない、地域の情報量が少ないというような委員もいる。そのような公募委員の意見や提案をいかに区内の団体と連携して取組につなげるかということが区民会議の役割のひとつである。

区民会議とまちづくり推進組織などの関係団体との連携

区民会議とまちづくり推進組織などの関係団体との調整や役割分担は、メンバー構成などの各区の状況に応じて進めていくのがよい。

第5節 審議内容のまとめ

参加、協働における事例検証、市民参加・事業者との協働の状況に関する調査などを勘案し、第2期自治推進委員会において調査審議した結果、市民自治を推進するに当たっての課題等をまとめると次のとおりとなる。なお、ここで挙げる課題は、個別具体的な事例の課題ではなく、全体に共通するものとする。

1 参加について

(1) 政策形成過程の参加

審議会等の構成

審議会等を設置する場合、なるべく多様な立場の市民から意見を聴き、計画等に反映していくことが必要であり、検討するテーマに係る市民、団体等ステークホルダーを分析して委員構成を検討する必要がある。

また、専門家委員と市民委員では、有する知識・情報量等に格差があり、議論がかみ合わないこともあるので審議会等の運営手法に工夫が必要である。

多様な参加機会の創出

審議会等では、審議する回数を重ねることにより議論を深めるメリットがある一方、限られた委員の意見だけになるデメリットもある。そのため、審議会等での審議内容をニュースレター、ホームページ等で情報提供するとともに、審議会等以外の場で多様な意見を聴く機会を設けることが必要である。

意見のフィードバック

全体的にパブリックコメント手続に提出される意見数が少ないという現状があることから、意見を提出したいと考えている市民に意見を募集していることを十分周知する必要がある。また、パブリックコメント手続で意見を募集する際、意見が提出されるのを待つだけでなく、説明に出向き、意見を掘り起こすような仕掛けも必要である。さらに、計画の策定などで意見が提出された場合、その意見がどのように反映されたか、反映されない場合はなぜ反映されないのかについて説明する必要がある。

(2) 執行過程の参加

市民参加の状況調査の結果からは、計画等の策定過程における参加に比べ、執行・評価過程への参加は少なかった。しかし、計画等を策定した後、その進行管理に市民が参加することにより、具体的事業を実施する場合に市民ニーズに即して執行することができる。また、策定に参加した市民が計画実施の担い手となっていくことにより、参加の広がり・連続性が形成できることから、計画等の執行状況の管理にも参加を取り入れていく必要がある。



(3) 評価過程の参加

現場の意見を反映する仕組みが必要

計画の実効性を高めるためには、計画に基づく事業を実践している人たちの意見や現場の意見をどのように把握できるか、そして、それを次の計画、事業にどのように反映できるかが課題である。そのため、計画等に伴う事業を実施している現場の人や市民活動を行っている人などを、評価を行う審議会等の委員に入れることやアンケート調査等を行うことにより、意見を取り込む必要がある。

参加による効果の評価が必要

参加による効果は、市民意見の反映により市民・地域のニーズにあった計画が策定できることや市民との信頼関係の構築につながるなど様々な効果があるが、数値等で表わせるものではなく、検証しづらいものである。しかし、参加を取り入れることの意義は大きく、次の参加へつなげていくためにも、計画等の進捗状況を定量的に評価するだけでなく、参加の効果に関する評価軸を設けて評価していく必要がある。

(4) 参加の総論について

参加を取り入れていく際の標準的なパターンが必要

事例検証で取り上げたケースは、市民生活に密接に関わる計画等において、多様な参加手法を組み合わせたモデル的なケースであるが、市民参加の状況調査では、全ての計画等がそのように参加手法を取り入れているわけではなかった。しかし、事例検証や調査を通じて、市民生活に密接に関わる計画等に参加を取り入れていく際の効果的なプロセス・手法に関して、一定の共通項があることも確認された。

このことから、市民生活に密接に関わる計画等に参加が効果的に取り入れられている事例をモデルとして、参加のプロセス・手法を体系化し、参加を取り入れていく際の標準的なパターンを示す必要がある。

専門性が高い分野の参加手法

市民参加の状況調査では、専門性の高い分野ほど、市民の参加が難しく、参加が取り入れられていない状況である。また、審議会等の構成についても、専門性の高い分野では、学識経験者等の専門家と行政で構成されているものが多い。しかし、専門性の高い分野であっても、一般市民のユニークな視点でのアイデアからの指摘や提案も必要であり、そのような分野にも参加を取り入れていく手法を検討する必要がある。

このことから、専門性の高い分野などにおいては、審議会等、パブリックコメント手続など従来の参加手続きだけでなく、状況に応じた新しい参加手法の検討が必要である。

市レベルの計画への地域意見の反映

市には、市民が参加して作成した様々な行政計画があり、それに基づく様々な施策が展開されている。全市を対象地域とした計画であっても、それに伴う事業は、市民の身近なところで実施されていることが多いため、市民のニーズを十分に反映させて計画を策定する必要があり、そのためには市民に身近な区や地域において、参加の機会を設ける必要がある。

このことから、全市的な計画等を策定する場合においても、区、地域における意見を十分把握し、組み込んでいく参加の仕組みが必要である。

市民の参加の仕方

市民委員は、それぞれ自分が活動している得意分野を持っており、その活動に基づく意見は、現場の意見として貴重なものであるが、関心のある分野に偏りが出てしまうことがあり、全体的なバランスを欠く場合もある。一方、参加した市民が、その機会を通じて、多様な立場の市民の意見を知ること、聴くことにより、全体を俯瞰する見方を持つことができたり、横とのつながりが持てるようになったりすると意見もあった。

このことから、市民が参加により俯瞰的な視点を持ち、参加力の向上を図ることができるようになると考えられるため、参加の機会を提供していく必要がある。

職員に求められる能力

市民は多様な立場の人がいて、多様な意見が出される。多様な意見が出されることが参加を取り入れる目的ではあるが、その意見を全部そのまま取り入れることは実現性の低い計画等になってしまうこともある。市民のニーズを汲み取りつつ、全体的な視野から実現性の高い計画を策定するような調整能力が職員に求められている。また、人事異動により職員が変わっても、その水準を一定程度、継続できるような人材育成が必要である。

このことから、行政職員が市民の意見を調整する能力をつけるような人材育成をすることとそのような能力を他の職員に引き継いでいく仕組みが必要である。

2 協働について

(1) 事業者の営利性と行政の公益性の調整

「協働型事業のルール」では、市民活動団体と市が協働で事業を行う際のルールを定めているが、自治基本条例で定義する協働の相手方には、市民活動団体だけでなく、事業者等も含まれている。第32条で規定している「協働推進の施策整備等」の取組を進めていくためには、協働の相手方を広く捉えていく必要があるが、「事業者との協働に関わる調査」では、事業者と協働する場合、事業者の営利活動との関係に留意する必要があるという意見があった。

このことから、事業者と行政が協働する場合、事業者がもつ営利性と協働の事業目的である公益性との調整が課題であり、協働事業を実施する場合に一定のルールが必要となる。

(2) 市民、事業者、行政のトライアングルの形成

事業者は、市民にとって大きな地域資源であり、事業者による社会貢献活動は、地域にとって様々な効果が期待できるため、事業者によるそのような活動を促し、地域で支援していく必要があるとの意見があった。

このことから、事業者が事業を通して地域社会に貢献する、あるいは事業活動以外にも地域課題の解決にも取り組み、市民、事業者、行政がそれぞれウィン・ウィンの関係になるような仕組みを構築していく必要がある。

3 区民会議について（区における参加、協働）

（1）より多くの区民が参加できる区民会議へ

区民会議では、区民自らが課題を抽出し、解決策を話しあい、区民、行政の役割分担を調査審議することが求められており、それが区民の自治意識の醸成やソーシャルキャピタルの構築につながるとの意見があった。しかし、地域課題などを応募しても提出意見が少ないことや課題解決策を実施する段階での参加・協働につなげていくことについて、課題が挙げられている。

このことから、区民が主体性を発揮して課題解決の実施に取り組むことができるようになるためには、課題を抽出する段階、解決策を話し合う段階などにより多くの区民が関わられるような仕組みが必要である。

（2）公募委員へのサポート

公募市民の中には、市民活動団体に所属している人もいるが、どのような区民でも参加できるようにすることが委員を公募する趣旨である。これまで地域活動に関わっていない人が公募委員になる場合、団体推薦の委員と比べ、情報量等に格差があるとの課題が挙げられている。

このことから、どのような人でも区民会議委員として参加でき、会議の場で活躍できるようにするためには公募委員へのサポート体制の充実が必要である。

4 参加、協働の全体を通して

「参加」と「協働」の仕組みを支えている基盤は、町内会・自治会、NPOといった「地域コミュニティ」であり、それがないところでは「参加」、「協働」は成り立たないという意見があった。しかし、近隣関係の希薄化や大規模マンションの建設による転入世帯の増加等により、地域コミュニティの形成は難しい状況となっており、21世紀型コミュニティをどう作っていくかが課題である。

このようなコミュニティのあり方については、市民・子ども局が設置した「川崎市都市型コミュニティ検討委員会」において、平成20年4月から平成22年3月まで調査審議された。その審議結果として、川崎市では、地域の課題解決のために多様な主体が「連携」することによりコミュニティ力が創出されることが確認でき、それを強化するために、「人の絆（地域構成員間の信頼とつながり）」、「問題の共有と解決（地域にある問題の発見、共有、問題の解決）」、「公平で民主的な地域社会（コミュニティの民主的なルールと規範）」という3要素が必要であるとしている。また、地域コミュニティの活性化のための検討課題を、「活動の区域」や「場」、「人材」、「資金」、「連携・情報」の5点に整理した。今後、この報告書をもとに、より具体的な取組をすすめていくためのガイドラインを作成する予定である。